

志木市告示 1 2 3 号

志木市認可外保育施設の届出等に関する要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

志木市長 香 川 武 文

志木市認可外保育施設の届出等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 1 1 年埼玉県条例第 6 1 号）により志木市が処理することとされた児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）の事務のうち、認可外保育施設の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の開始等の届出)

第 2 条 法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による届出は、志木市認可外保育施設設置届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 5 9 条の 2 第 2 項の規定による届出は、変更に係るものにあつては志木市認可外保育施設変更事項届出書（様式第 2 号）により、廃止又は休止に係るものにあつては志木市認可外保育施設廃止・休止届出書（様式第 3 号）により行うものとする。

(運営状況等の報告)

第 3 条 法第 5 9 条の 2 の 5 第 1 項の規定による報告は、志木市認可外保育施設運営状況報告書（様式第 4 号）により行うものとする。

2 法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による届出をした施設の設置者又は管理者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める様式により、直ちに市長に報告するものとする。

- (1) 当該施設において、利用者が死亡し、若しくは重傷を負い、又は食中毒等の重大な事故が生じた場合 事故等報告書（様式第5号）
- (2) 1日あたり24時間の利用がおおむね5日以上続いた利用者がいた場合 長期滞在児童報告書（様式第6号）
- （その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。